

市営住宅千草東団地第5-3号新規入居修繕	設計図	令和4年 5月	章	項目	特記事項
----------------------	-----	---------	---	----	------

仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長浜市東上坂町

2. 工事内容 市営住宅千草東団地第5-3号(昭和55年度建設)の新規入居修繕

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」(以下、「改修標仕」という。)により、また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」(以下、「標仕」という。)による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
○印と*印の付いた場合は、共に適用する。

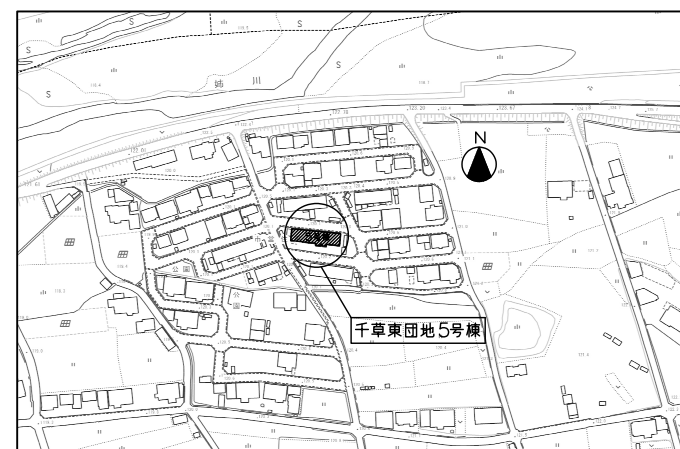
(3) 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は標仕、[. . .]内表示番号は改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																
① 一般共通事項	① 発生材の処理等	*構外搬出適切処理 ・指定() (1.3.12)																
	2 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をバツシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 着工前の測定 *行わない ・行う(・ 箇所 ・図示) 測定箇所 ・ 箇所 ・図示																
	③ 完成時の提出図書	・完成図 提出部数 ・各2部(A3版縮小製本及び電子媒体) (1.8.2) ○施工計画書 提出部数 ・1部 ・部 (1.2.2) ・施工図 提出部数 ・1部 ・部 (1.2.3) ・保全に関する資料 提出部数 ・2部 ・部 (1.8.3)																
	④ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・3 ○6 ・15 ・30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じ撮影する。</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td></td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修)による。</p>	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	・3 ○6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じ撮影する。	定期提出		1	工事月報用
	区分	撮影箇所	提出部数	備考														
着工前、完成	・3 ○6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。															
工事中		1	必要に応じ撮影する。															
定期提出		1	工事月報用															
⑤ 現場代理人等	イ 長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準に従い現場代理人を指名し届けること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届」を提出し同様の確認を受けなければならない。 ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。 ホ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 2. 工事請負契約書(以下「契約書」という)第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。																	

⑥ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
⑦ 保険等	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
⑧ 工事カルテの作成及び登録	請負金額が500万円以上の場合、受注者は、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に下記の期限内に提出しなければならない。 (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に 変更データを提出しなければならない。
9 施工体制	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制点検を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、市担当者に報告すること。工事完了時には表と台帳の写しを1部監督職員に提出すること。
⑩ 不当介入に関する通報制度	1.受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2.受注者は前項より通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。 3.受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
11 地元説明	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。
12 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。
13 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 A3サイズ 2部数
14 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
⑮ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。
⑯ 石綿含有建材の事前調査制度	1. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告(石綿事前調査結果報告システム等を利用)を行うこと。(報告先:労働基準監督署、県環境事務所) 2. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示板サイズ : A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ○当該施工範囲 ・図示 貸与書類 ○建設当初図面 ・石綿調査報告書

章	項目	特記事項																	
② 仮設工事	① 足場その他	内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 [2.2.1] 外部足場 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [2.2.1] [表2.2.1] 防護シートによる養生 ・行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 [2.2.1] [表2.2.2] ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種																	
	② 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 [2.3.1] 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 固定家具等の移動 ・行わない ※行う																	
	③ 工事用水	構内既存の施設 (※)利用できない ・利用できる (・有償 ・無償)																	
	④ 工事用電力	構内既存の施設 (※)利用できない ・利用できる (・有償 ・無償)																	
③ 内装改修工事	① 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3] ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より面側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示の範囲																	
	② 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去 ・仕上げ材のみ (接着剤とも) [6.2.2] ・下地モルタルとも (※図示の範囲 ・除去範囲全て) 合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内																	
	③ 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2] [4.4.9] ※図示 ・モルタル塗り (塗り厚25mmを超える場合の補強 ※行う ・行わない)																	
	④ 木下地等	木材の品質 [6.5.2] [表6.5.2.3] ※改修標準仕様書6.5.2による ・市販品 代用樹種 ※改修標準仕様書6.5.4による [6.5.2] [表6.5.4] ・代用樹種を適用しない箇所 () 保存処理木材を適用する箇所 () [6.5.2]																	
	⑤ 集材等 ㊦	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格・品質</th> <th>芯材の種類</th> <th>化粧単板の樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※集材材</td> <td>※一般材</td> <td>・たも ・なら ・しおじ</td> <td rowspan="4">/</td> </tr> <tr> <td>・構造用集材材</td> <td>※1級 ・2級</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・造作用集材材</td> <td>※1等 ・2等</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・化粧り造作用集材材</td> <td>※1等 ・2等</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種	※集材材	※一般材	・たも ・なら ・しおじ	/	・構造用集材材	※1級 ・2級	・	・造作用集材材	※1等 ・2等	・	・化粧り造作用集材材	※1等 ・2等	・
	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種															
※集材材	※一般材	・たも ・なら ・しおじ	/																
・構造用集材材	※1級 ・2級	・																	
・造作用集材材	※1等 ・2等	・																	
・化粧り造作用集材材	※1等 ・2等	・																	
⑥ 接着剤	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 [6.5.2] ※木工事に使用する接着剤 ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤 (以下、「ユリア樹脂等」という。) を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、 [6.8.2] [6.14.2] 壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種																		
7	コンクリートの強度	普通コンクリートの設計基準強度 (6.1.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>適用箇所</th> <th>スランブ</th> <th>調合管理強度 Fm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・18 ※21</td> <td>土間</td> <td>15</td> <td>Fc+S</td> </tr> <tr> <td>・16 ※18</td> <td>捨て</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> Fc 設計基準強度 (F0) に対応した換算強度 (28日圧縮強度, N/mm ²) S 構造体強度補正值 (JASS 5 2009年度版による)	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	適用箇所	スランブ	調合管理強度 Fm	・18 ※21	土間	15	Fc+S	・16 ※18	捨て	15						
設計基準強度 Fc (N/mm ²)	適用箇所	スランブ	調合管理強度 Fm																
・18 ※21	土間	15	Fc+S																
・16 ※18	捨て	15																	
8	レディーミクストコンクリートの類別	類別 ※I類 ・II類 (6.1.5) (6.4.1.2) (表6.1.1)																	

章	項目	特記事項																					
9	9	コンクリートの仕上り 部材の位置及び断面寸法の許容差 (6.2.5) (表6.2.2) ※標仕様6.2.2による (適用箇所:) 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) (表6.2.3) (6.9.3)																					
	10	セメント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※B種</td> <td>外構</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用箇所	※B種	外構																
			種別	適用箇所																			
	※B種	外構																					
	セメントの種類 (6.3.2) (6.13.2) (6.16.2) (表6.3.1)																						
	11	畳敷き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種</td> <td>外構</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所	※普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種	外構																
			種類	適用箇所																			
	※普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種	外構																					
	下地の種類 畳の種類 [6.12.2.3] [表6.12.1]																						
	12	せっこうボードその他のボード張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>JISの記号</th> <th>厚さ (mm)、規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※普通合板 (難燃処理)</td> <td>㊦</td> <td>※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り (しな合板程度)</td> </tr> <tr> <td>・せっこうボード</td> <td>GB-R</td> <td>※9.5</td> </tr> <tr> <td>※メラミン化粧板</td> <td></td> <td>※アイカセラル厚3 同等品以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等	※普通合板 (難燃処理)	㊦	※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り (しな合板程度)	・せっこうボード	GB-R	※9.5	※メラミン化粧板		※アイカセラル厚3 同等品以上								
			種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等																		
	※普通合板 (難燃処理)	㊦	※生地、透明塗料塗り (ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り (しな合板程度)																				
	・せっこうボード	GB-R	※9.5																				
※メラミン化粧板		※アイカセラル厚3 同等品以上																					
畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする [6.13.2] [表6.13.1]																							
13	壁紙張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="5">壁紙の種類</th> <th rowspan="2">防火性能</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>紙</th> <th>繊維 (織物)</th> <th>プラ (ビニル)</th> <th>その他 (化学繊維)</th> <th>無機質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>○</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・不燃○準不燃・難燃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考	紙	繊維 (織物)	プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質	壁	・	・	○	・	・	・不燃○準不燃・難燃	
		施工箇所		壁紙の種類							防火性能	備考											
紙	繊維 (織物)		プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質																		
壁	・	・	○	・	・	・不燃○準不燃・難燃																	
素地ごしらえ [6.14.3] [表7.2.4] [表7.2.7] モルタル、プラスター面 ・RB種 ・RA種 (施工箇所:) せっこうボード、その他ボード面 ※RB種 ・RA種 (施工箇所:) 壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 [6.14.2]																							

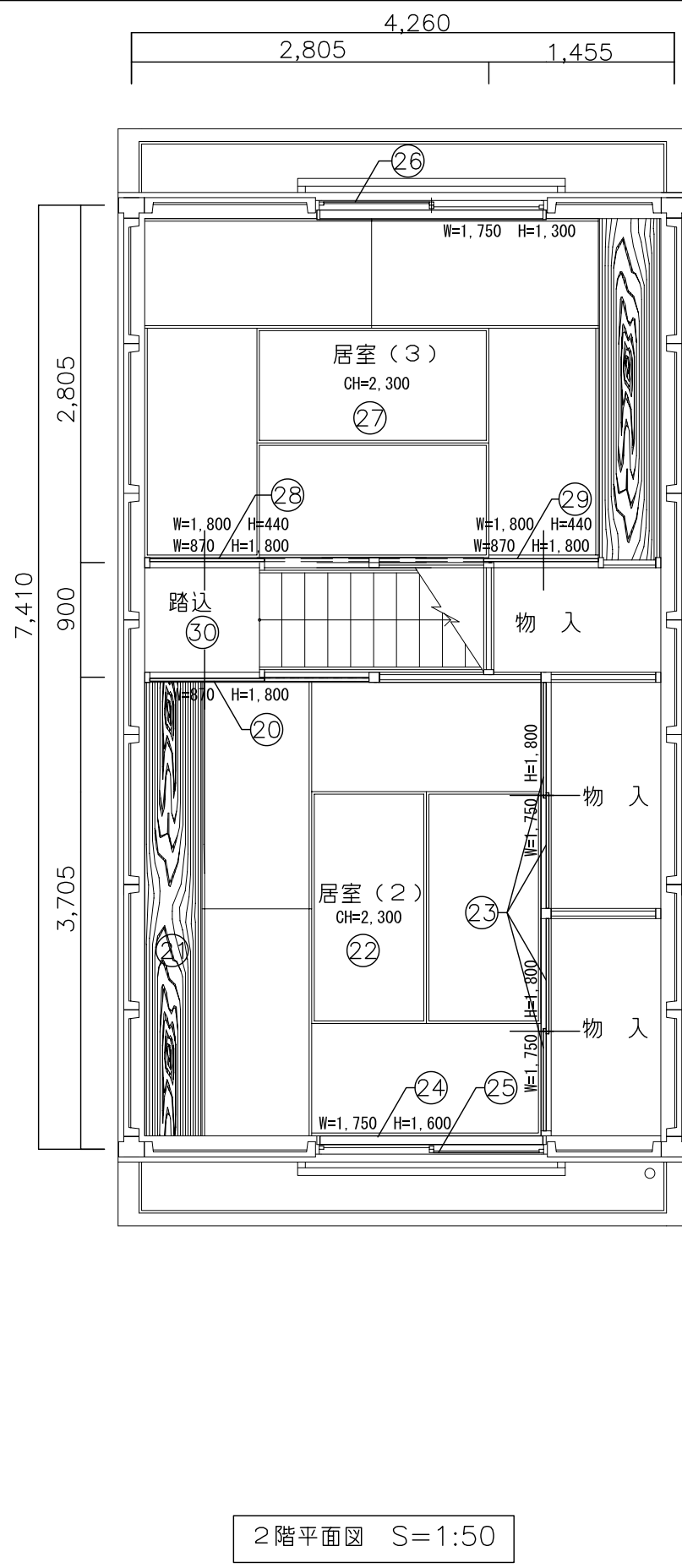
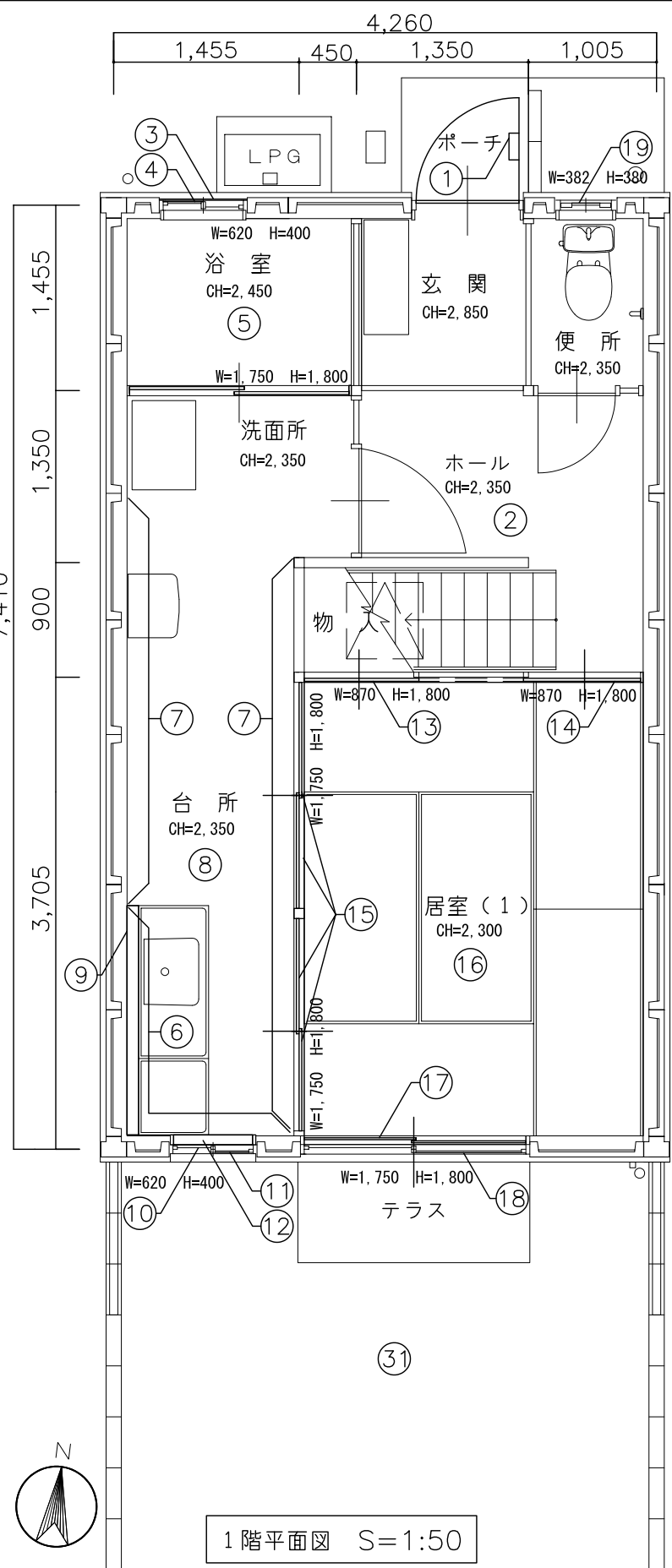


千草東団地付近見取図
 工事場所

5-8	5-7	5-6	5-5	5-4	5-3	5-2	5-1
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

千草東団地修繕対象場所

指示事項	番号	工事内容
玄関 ホール	①	ドアポスト新設 (DP-151 株式会社シプタニ同等品以上)、 アコーディオン網戸撤去 (枠共)、木製建具枠ケレン下地調整の上の上SOP塗、鍵交換
	②	既存天井パネルケレン下地調整の上EP塗 (A=6㎡)
浴室	③	バランス釜撤去跡SUS板張 (t=1.5 250×600) 両面
	④	網戸 (310×400) 撤去、新設
	⑤	浴室すのこ (カラリ床TOTOエムテック株式会社同等品以上) 新設 1,000×1,300 H=100
台所	⑥	既存壁ケイカル板t6撤去 (下地板共)、木下地組新設、耐水性ラワン合板t12張の上 メラミン化粧合板t3張 (ジョイナー共 A=7㎡)
	⑦	既存壁ケイカル板t6撤去 (下地板共)、木下地組新設、耐水性ラワン合板t12張の上 ビニールクロス貼 (A=12㎡)
	⑧	天井ケレン下地調整の上EP塗 (A=8㎡洗面所共)
	⑨	水切りカバー撤去、新設 (1,800×100)
	⑩	建具開口部アルミパネル取替 (330×250)
	⑪	網戸 (310×400) 撤去、新設
	⑫	木額縁ケレン下地調整の上SOP塗
	⑬	押入襖 (870×1,800 公共住宅襖 片面新鳥の子紙) 1枚張替
	⑭	襖 (870×1,800 公共住宅襖 両面新鳥の子紙) 1枚張替
	⑮	襖 (870×1,800 公共住宅襖 両面新鳥の子紙) 4枚張替
居室 (1)	⑯	畳6枚表替 (綿引1等C1)、天井ラワン合板t5.5増張の上ビニールクロス貼 (A=9.5㎡)、 壁ビニールクロス貼撤去、新設 (A=16㎡)、柱ケレン下地調整の上SOP塗
	⑰	障子 (870×1,800) 2枚張替、敷居すべり交換
	⑱	網戸 (870×1,800) 1枚張替
便所	⑲	網戸 (380×380) 撤去新設
居室 (2)	⑳	襖 (870×1,800 公共住宅襖 両面新鳥の子紙) 1枚撤去、新設
	㉑	畳板ケレン下地調整の上SOP塗
	㉒	畳6枚表替 (綿引1等C1)
	㉓	押入襖 (870×1,800 公共住宅襖 片面新鳥の子紙) 4枚張替、建付調整
	㉔	木額縁ケレン下地調整の上SOP塗
	㉕	網戸 (870×1,800) 1枚張替、カーテンレール撤去
居室 (3)	㉖	網戸 (870×1,300) 1枚張替、カーテンレール撤去
	㉗	畳6枚表替 (綿引1等C1)
	㉘	襖 (870×1,800 公共住宅襖 両面新鳥の子紙) 1枚張替、障子 (870×440) 2枚張替
踏込	㉙	押入襖 (870×1,800 公共住宅襖 片面新鳥の子紙) 1枚張替
	㉚	天袋襖 (870×440 公共住宅襖 片面新鳥の子紙) 2枚張替
外部	㉛	建物周囲除草



共通事項	
・ 工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること。(特に流し台、換気扇、給排水衛生設備器具等の汚れを除去すること)	・ 襖は 公共住宅襖 両面 (押入襖は片面) 新鳥の子紙を使用し、襖の柄は既存の襖 (引手帯模様 (白地に紺帯模様)) と同柄のものを使用すること。
・ 必要に応じて、サッシ・建具等の調整を行うこと。	・ 下地が浮いている箇所は、ビス止め補修を行うこと。
・ 釘雑物等全て撤去し、釘穴等はパテ処理を行うこと。	・ ケイカル板に関しては石綿含有建材として取り扱うこと。

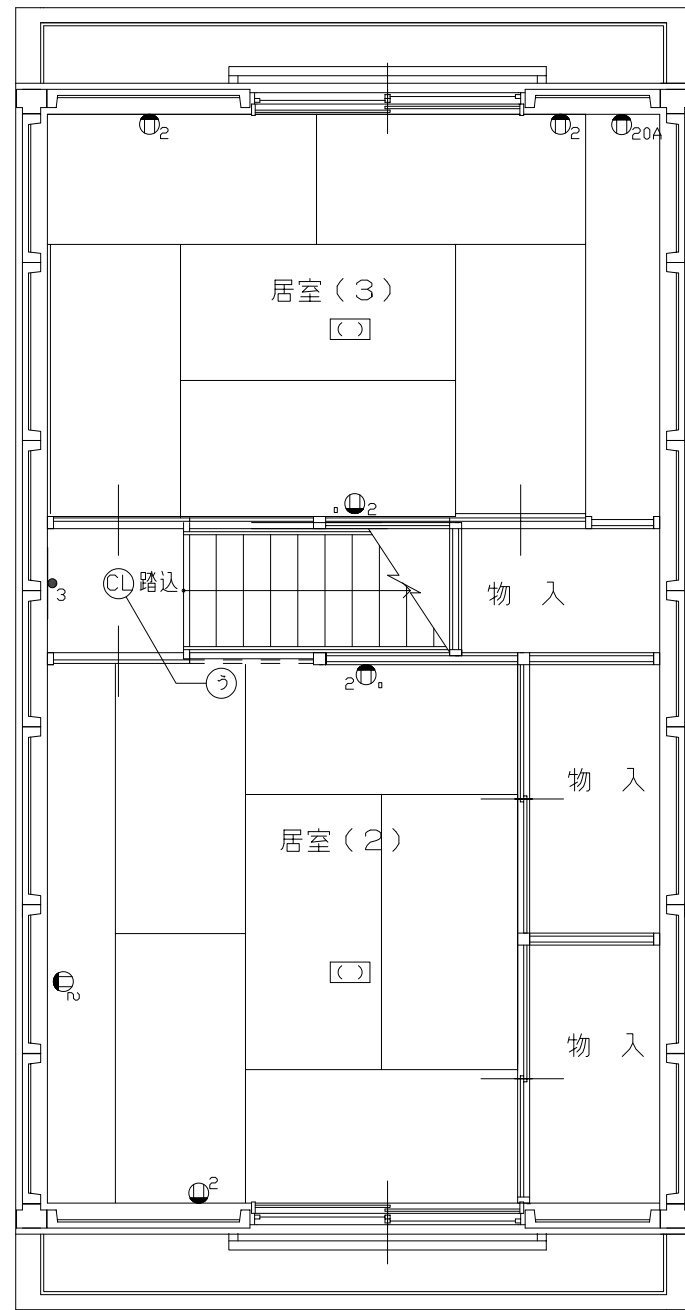
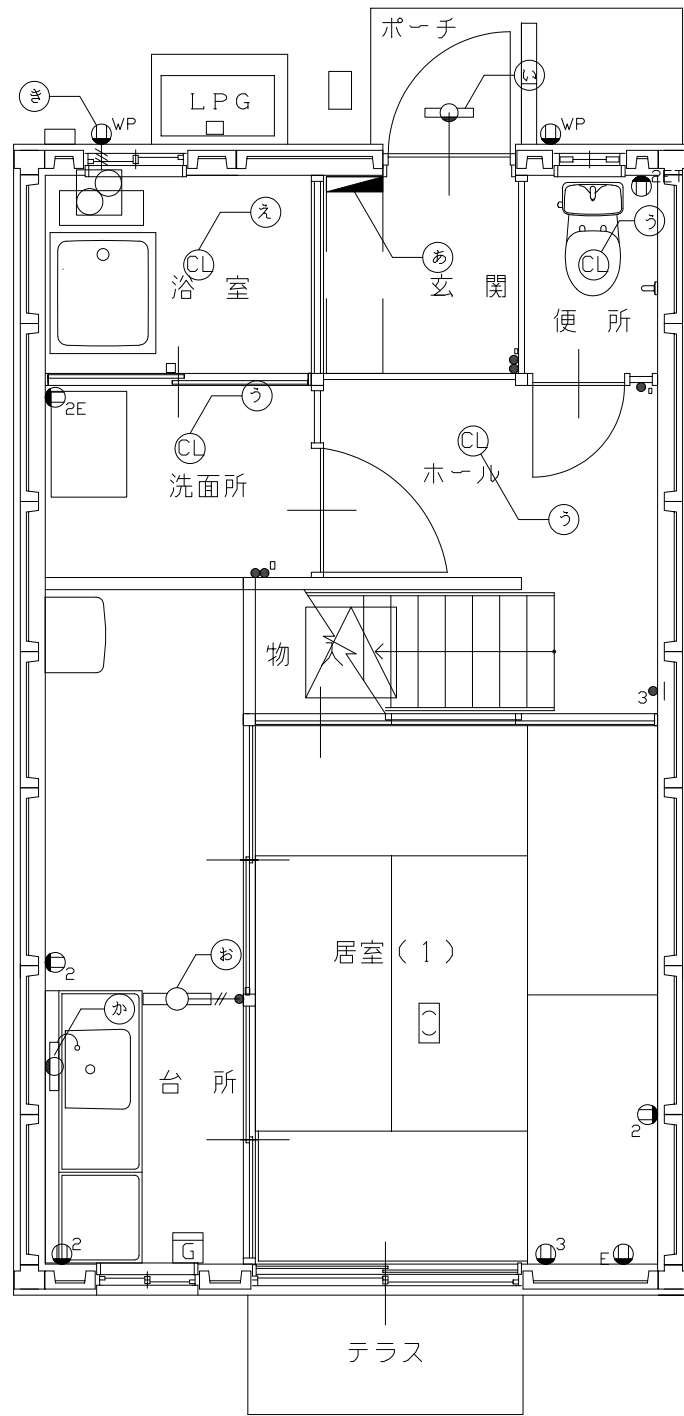


TITLE
市営住宅千草東団地第5-3号新規入居修繕

DRAWING NAME
千草東団地第5-3号
平面図

AS-SCALE
1:50

No. 14032205
A 3 / 5



番号	工事内容
あ	ホール 分電盤 撤去、新設(参考品番: BQWB8462)
い	玄関 屋外灯防雨型 撤去、新設(参考品番: LGW80190LE1)
う	ホール・洗面所・便所・踏込 シーリングライト 撤去、新設(参考品番: LGB58004F)
え	浴室 シーリングライト 撤去、新設(参考品番: LGW85067LE1)
お	台所 天井直付灯撤去、新設(参考品番: LGB52110LE1) 露出スイッチ1P15A×1 新設、EM-EEF1.6-2C新設
か	台所 流し下灯撤去、新設(参考品番: LGB85031)
き	屋外 換気専用電源分岐

- ・指示が無い照明器具については全て電球の交換と清掃を行うこと。
- ・分電盤や電路に異常が無いか確認し、問題がある場合はブレーカーの交換などを行い是正すること。
- ・接地付コンセント等について接地線が接続されていない場合は、新たに接地線を配線すること。

凡例

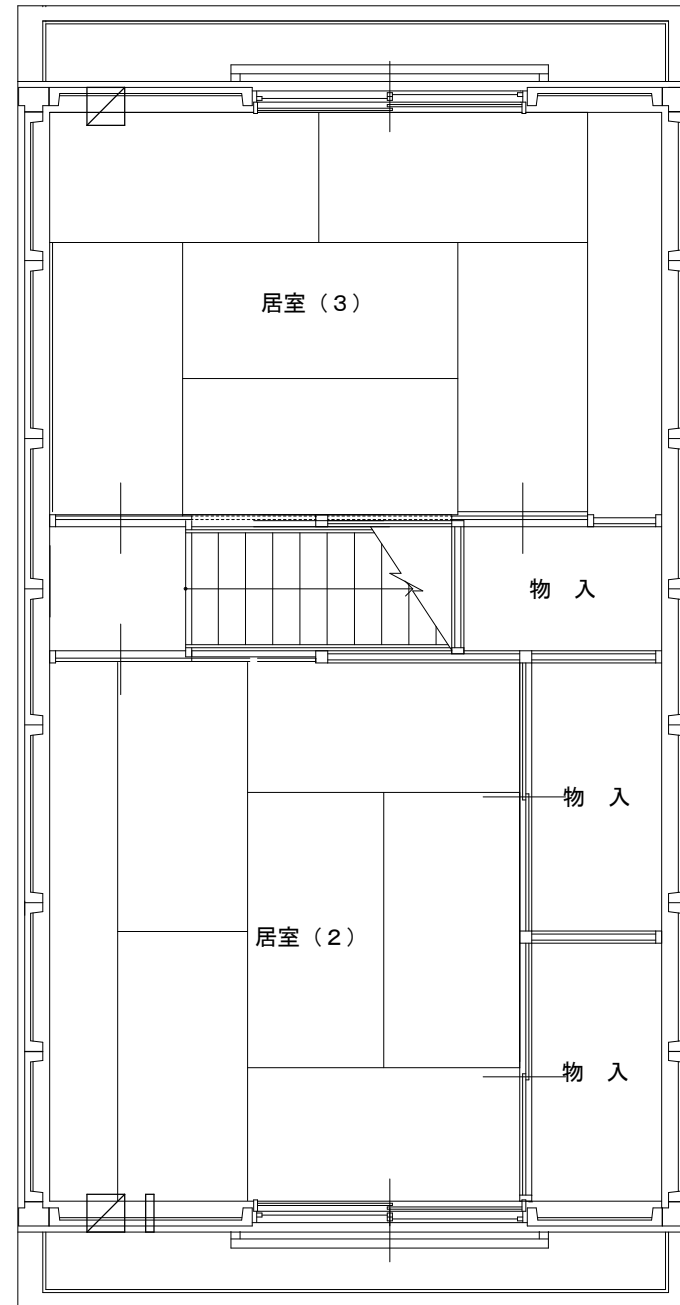
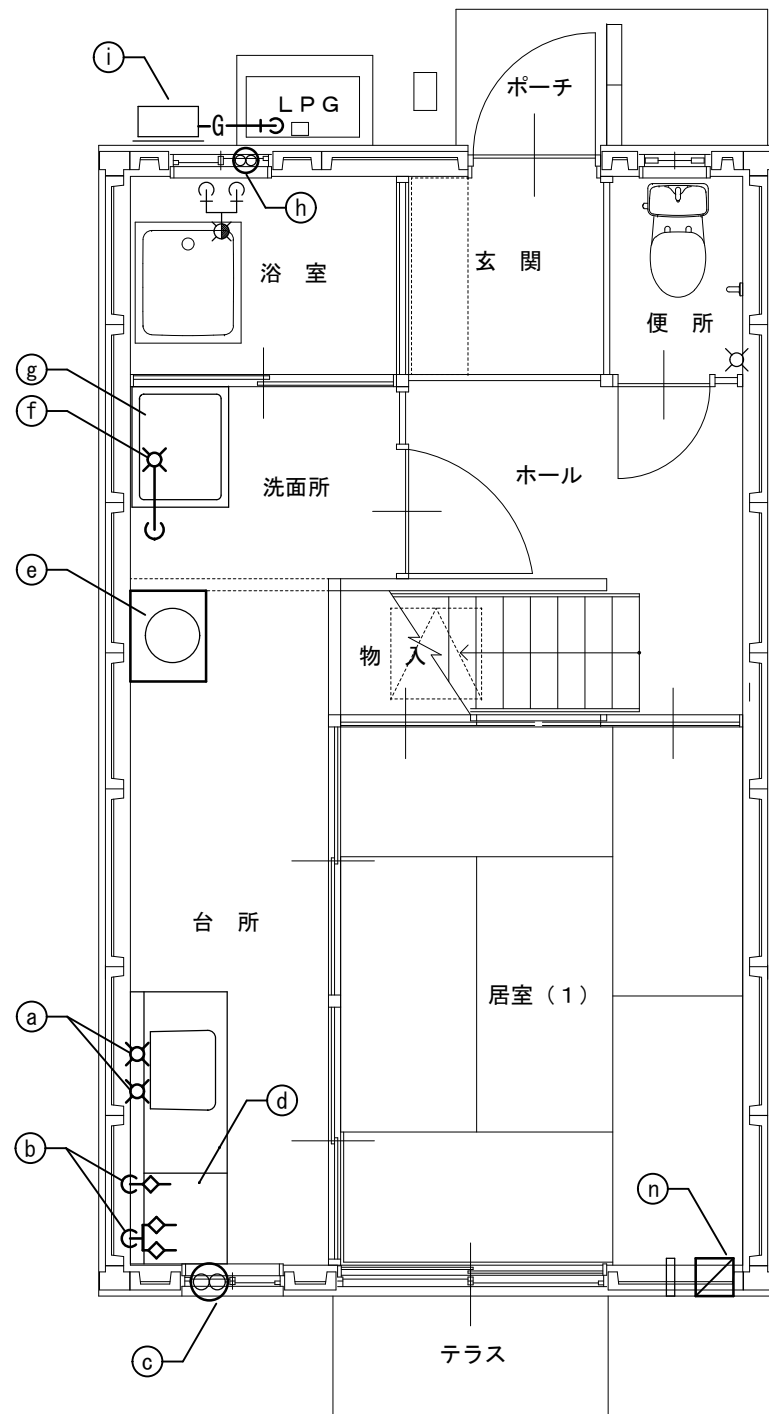
Ⓞ	シーリングライト
Ⓛ	流し下灯
Ⓚ	角型引掛シーリング
●	埋込スイッチ1P15A×1
●●	埋込スイッチ1P15A×2
●●●	埋込スイッチ3W15A×1
Ⓜ	コンセント 2P×1
Ⓜ ₂	コンセント 2P15A×2
Ⓜ _{2ET}	コンセント 2P15A×2 接地端子付
Ⓜ _{ET}	コンセント 2P15A×1 接地端子付
Ⓜ _{WP}	防水コンセント 2P15A×1 接地端子付
Ⓜ ₇₇₇₇	UHF アンテナ
Ⓜ _パ	パラボナアンテナ
Ⓜ _G	ガス漏れ警報器
Ⓜ _電	電話受口

共通事項

- ・既設器具および配線等の撤去処分も含む
- ・配線や照明器具等を撤去した後の穴はふさぐこと。
- ・工事に際し、必要に応じ既設設備機器、既設露出配線、コンセント等の脱着を行うこと。
- ・工事完了後に清掃業者を入れて全部屋を清掃すること(照明器具等の器具の清掃も行うこと)

指示事項 機械設備工事

番号	工事内容
Ⓐ	1階 台所 立型自在水栓撤去、新設(参考品番T136SUNR13(TOTO)) アングル形止水栓撤去、新設(参考品番THY226U(TOTO))
Ⓑ	1階 台所 ヒューズガス栓1口及び2口タイプ撤去、新設
Ⓒ	1階 台所 換気扇撤去、新設(参考品番EX-20LH8(三菱)) ウェザーカバー撤去、新設(参考品番P-20CV6+P20CSP3(三菱))
Ⓓ	1階 台所 流し台・コンロ台等撤去、新設 (参考品番GKF-S-120MXT, GKF-K-60K, BGH-600, SG-512×160, BN600A, BN550A(サカイ))
Ⓔ	1階 洗面所 洗面台 撤去、新設(参考品番FTV1N-503(INAX))
Ⓕ	1階 洗面所 水栓撤去、緊急止水弁付横水栓新設(参考品番TW11R(TOTO)) 露出配管ラッキング撤去、新設 合成樹脂カバー
Ⓖ	1階 洗面所 洗濯パン 清掃
Ⓗ	1階 浴室 アルミガラリ加工の上換気扇新設(参考品番V-08PJ7, P-13FAQ5(三菱))
Ⓙ	1階 浴室 外部配管 撤去、新設 給水管: HIVP15 グラスウール SUS 給湯管: HTVP15 グラスウール SUS ガス管: SGP-15A 既設給湯器のドレン配管接続口に排水管等を床まで設置すること。
Ⓝ	1階 居室(1) 差圧式レジスター撤去、新設(参考品番QDP-150FWG, AT-150SHNS(杉田エース))



凡例

⊗	混合水栓
⊗	水栓
⊗	水栓柱
◇	ヒューズガス栓1口タイプ(ゴムキャップ付)
◇	ヒューズガス栓2口タイプ(ゴムキャップ付)
⊠	角型換気扇
⊠	プレハブレジスター
⊠	クーラーキャップ
⊗	排水目皿
×	撤去を示す。

共通事項

- ・脱着する物は全て清掃してから取り付けること。
- ・指示の無い水栓についてはパッキン・コマの交換を行うこと。
- ・既設器具および配管等の撤去処分も含む
- ・器具、配管等を撤去した後の穴は補修すること。
- ・工事に際し、必要に応じ機器の脱着を行うこと。
- ・洗面所・浴室・便所・台所の設備機器、洗濯パン、洗面化粧台、浴槽等は念入りに清掃を行い、汚れを除去すること。 汚れ具合により、研磨剤入りクリーナー等を用いること。
- ・引渡前にガス漏洩試験を行い、試験結果表を提出すること。
- ・既設管に接続するための加工、位置替えも本工事に含むこと。
- ・既設不要管は、撤去すること。
- ・参考品番について、特記なくとも付属品一式を含む。
- ・建築工事に伴い取外しが必要な手すり、クーラーキャップ等は特記なくとも脱着すること。